

北九州市行財政改革推進懇話会開催要綱

1 目的

北九州市における行財政改革の推進にあたり、行財政改革の実施状況等について、広く有識者から意見を聴取するため、北九州市行財政改革推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 構成員の役割

懇話会の構成員は、行財政改革の実施状況等について意見を述べる。

3 構成員

懇話会の構成員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

なお、構成員の任期は、選任した日の属する年度の次年度末までとし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

懇話会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- (3) 座長は、懇話会を招集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 座長に事故がある場合には、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が代理する。

5 その他

- (1) 懇話会の庶務は、総務局行政経営課で処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。